

農業振興地域整備基本方針

令和3年6月

群馬県

農業振興地域整備基本方針目次

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1頁
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2 農用地等の確保のための施策の推進	2
3 農業上の土地利用の基本的方向	3
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	10
1 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2 広域整備の構想	12
第4 農用地等の保全に関する事項	13
1 農用地等の保全の方向	13
2 農用地等の保全のための事業	14
3 農用地等の保全のための活動	15
第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	17
1 農業経営の規模拡大について	17
2 農地の集団化について	18
3 農地等の権利取得の円滑化について	18
4 地域農業生産体制の確立について	18
第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	19
1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針	19
2 広域整備の構想	25
第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	26
1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	26
2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	26
3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	26
第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	28
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2 農村地域における就業機会確保のための構想	28
第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	30
第10 農業振興地域及び農業振興地域整備計画の変更に関する事項	31
<参考> 農業振興地域内の農用地等の面積の区分	32

はじめに

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）においては、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされている。

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

この農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、法により、農林水産大臣の定める農用地等の確保等に関する基本指針に基づき、県の確保すべき農用地等の面積の目標を設定し、農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）の策定に関し、その基準ないし基本となるべき事項につき定めるものである。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

（1）県内の農用地面積の推移

近年、都市化の進展による開発等非農業的土地利用の増加等により、農用地面積は減少している。また、農業従事者の兼業化や高齢化・農業の担い手不足等により、荒廃農地も増加している。

令和元年の農業振興地域内の農用地面積は、約8万haである。平成26年から令和元年までの5年間で約4千haが減少しており、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和12年時点の農業振興地域内の農用地面積は、おおむね7万1千haになると推計される。

農業振興地域内の農用地面積

（単位：千ha）

	平成26年	令和元年	令和12年(推計)
農用地面積	84	80	71

注) 農業振興地域内の農用地面積とは、<参考(P32)>の(A)である。

（2）優良農地（農用地区域内農地）の保全・確保の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源である。安定的な食料供給力の確保を図る観点のみでなく、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し持続するためにも、優良農地を保全・確保していく必要がある。

県及び市町村においては、必要な農地等の確保を図るために農用地区域においては農業振興地域制度を主体的かつ効果的に実施していく。

具体的には農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨とし、市町村においては、計画に基づいた適切な農業的土地利用に努め、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、制度の適切な実施を図る。

加えて、農業振興地域整備計画に関する基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進により、

農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握していく必要がある。

また、優良農地の保全及びその効率的利用を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手農家への農地の集積・集約化を促進するとともに、農業生産基盤整備の推進や、経営改善のための機械施設等の導入を支援する。

さらに、農業生産が行われることにより発揮される農地や農業用水等が有する多面的機能の維持増進にも、配慮する必要がある。

(3) 確保すべき令和12年の農用地区域内の農地面積

令和元年の農用地区域内の農地面積（荒廃農地を除く）は約5万9千haであるが、これまでの推移に対し農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等のための取組を推進することにより、令和12年において確保すべき農地の面積の目標は、おむね5万4千haと設定する。

農用地区域内の農地面積 (単位：千ha)

	令和元年	令和12年(目標)
農地面積	5.9	5.4

注) 農用地区域内の農地面積とは、<参考(P32)>の(B)である。

2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

(1) 農地の保全・有効利用

人・農地プランの作成・見直しを通じた、地域における農地利用の最適化を実現するため、担い手農家の確保・育成、各種事業の導入による農業経営の安定化に加えて、農地の利用集積等による規模拡大、農業生産基盤の整備等の各種施策を講じることで、農地の保全・有効利用を図る。

特に、農地中間管理機構等による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる多面的機能維持活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

(2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能の安定的な発揮に向けた補修・更新の実施や、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を実施し、良好な営農条件を備えた農地の確保を図る。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、積極的に農用地区域に編入するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

法第13条は、農振整備計画の変更について、基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農振整備計画を変更しなければならないと規定している。

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本に市町村の振興に関する計画や都市計画

等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農振整備計画の管理については、計画的に行なうことが重要であり、その変更是、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行なうものとする。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行なうものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用する。

(5) 推進体制の確立等

基本方針の策定・変更、農振整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、県庁内における連絡調整体制を整備するとともに、県においては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会その他県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求める。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、首都東京から100km圏に位置する地理的優位性に加え、利根川水系の豊富な水資源と広大な土地及び自然景観や観光資源に恵まれていることから、全国的な視点からみてもさまざまな資源の開発が積極的に進められるべき要件を備えている地域といえる。

農業においては、立地条件の有利性を活かしつつ、首都圏等における食料の主要供給基地としての地位の確立が期待できる。一方、工業では、立地条件に加え、高い技術と各種産業が幅広く集積していることを活かし、企業の一層の立地が期待できる。また、観光面では、上信越高原国立公園、日光国立公園、尾瀬国立公園をはじめとする豊かな自然や数多くの温泉地、県民性に培われた歴史・文化等の観光的資源に恵まれていることから、全国的スケールでの観光レクリエーション地帯としての発展が期待できる。

県内における経済発展の方向としては、上越新幹線、北陸新幹線、関越自動車道、上信越自動車道、東北自動車道、北関東自動車道、国道17号、国道18号等を骨格とする交通運輸体系の整備及び利根川など豊かな水資源を活用し、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市及びみどり市など首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づく都市開発区域を拠点としての工業開発が進んでいる。また、鏑川沿岸、渡良瀬川沿岸、利根川両岸、群馬用水地域、嬬恋地域、赤城西麓地域等における農業農村整備事業等を中心とした農業生産基盤整備、利根、吾妻両郡等における観光資源の開発などが本県における産業発展の中心となる。

したがって、これらの産業が安定的に調和ある発展を遂げるためには、産業間における土地、水及び労働力等の資源の適正な配分が重要な課題となる。特に、土地及び水利用について、新・総合計画（ビジョン・基本計画）、都市計画等との調和を図りながら、農業従事者が他産業従事者と同等の所得水準を得るに必要な農業生産を確保する場としての優良農用地を保全し、レクリエーション資源、歴史的文化的遺産の継承等にも十分な配慮

を加え、県土の総合的な開発を進める。

以上の観点から、農業地帯別の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

(1) 中部農業地帯

この地帯の農業は、米麦、野菜、花き、果樹、畜産等と多岐に及んでおり、本県における農業生産の主力地帯となっている。

地帯全域にわたり北関東自動車道、上武道路、東毛広域幹線道路等交通条件の整備が続いていることから、今後とも3市を中心としてその外周部で非農業的土地利用の増加が予想される。そのため、前橋市、伊勢崎市、玉村町における市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び渋川市、榛東村、吉岡町における用途地域の決定等においては、農用地区域内農地の確保を基本に、農業上の土地利用と十分な調整を図る必要がある。

農業生産の面においては、ほ場整備事業などの農業生産基盤整備事業実施地区を中心とし、米麦、野菜、畜産等を主力とした生産性の高い都市近郊農業地帯としての振興を図る。

以上の観点から、当地帶の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

- ① 前橋市南部から伊勢崎市西部にいたる地域、赤城南麓等に展開する水田については、ほ場の集約化を図るため簡易な整備手法等に取り組むとともに認定農業者や集落営農法人等による耕作を進め、生産性の向上と経営の規模拡大を目指す。
- ② 伊勢崎市南部、赤城南麓等に展開する畑地は、露地野菜、花きや果樹等の園芸作物、飼料作物を中心とし、畑としての利用の効率化を図る。
- ③ 前橋市北部及び渋川市北部の中山間地域の畑地は、大・中型農業用機械の利用に適応する農業生産基盤の整備を行い利用の効率化を図る。

(2) 西部農業地帯

この地帯は、農業地域類型区分における都市的地域・平地農業地域・中間農業地域及び山間農業地域が比較的明確に区分されている。

高崎市、藤岡市、富岡市、安中市の4市に、都市的地域が形成されており、非農業的土地利用は、これら4市を中心とした都市的地域及びその外周部に展開されることが想定されることから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の決定等においては、農用地区域内農地の確保を基本に、農業上の土地利用と十分な調整を図る必要がある。

この地帯の農業は、野菜、果樹等の産地形成が進み、本県の農業生産に占める役割も大きい。

農業生産の面においては、農地整備事業、水利施設整備事業など農業生産基盤整備事業実施地区を中心に、地域的重点作目の主産地と目される市町村において、それらの振興を図る。葉茎菜類等を中心とした野菜、果樹及び花きについて生産振興を図る一方で、米、畜産、こんにゃく等については、なお一層の生産及び流通面での合理化を図る必要がある。

以上の観点から、当地帶の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

- ① 烏川流域、鏑川流域等並びに高崎市北東部から利根川の間に展開する水田については、ほ場の集約化などほ場条件の整備により、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える。
- ② 榛名南麓、碓氷川流域等は、樹園地としての利用が多いことから、継続してその利用を図る。また、新規導入作物への転換等を進めつつ、必要な農業生産基盤整備事業を実施し、経営体の育成・支援を図る。
- ③ 鏑川及び神流川上流沿岸等の山間地域の畑地等は、農道や鳥獣害防止柵等の整備に努め、農業を継続できる環境を整える。

(3) 吾妻農業地帯

この地帯は、自然景観に恵まれた上信越高原国立公園など、県内でも屈指の観光資源を有する農業地帯である。しかし、上信自動車道やハッカダム関連事業に伴い、観光資源の開発等や地域経済全体の発展を図るために土地利用も求められてきていることから、農用地区域内農地の確保を基本に、農業上の土地利用と十分な調整を図る必要がある。

農用地は標高300m～1,400mに分布し、気象、地形等の自然条件や土地利用状況が東部地域と西部地域で異なっている。東部地域は、農家1戸当たりの農用地やその団地性も小さく、稲作と野菜等の複合経営が主体であり、こんにゃく、夏秋なす・キク類・りんご等の産地化が図られている。また、養豚や採卵鶏の大規模経営が行われている。西部地域においては、広大な農用地と夏期冷涼な気候を活かし、キャベツ・はくさい等の大規模野菜経営や酪農経営が営まれている。

なお、東部地域を中心とした中山間地域では、農業従事者の高齢化、農業生産基盤整備の遅れ、鳥獣被害の増大等により、荒廃農地が増加傾向にあることから、今後、農業利用の困難な農用地については、関係機関が十分調整していく必要がある。

農業生産の面においては、地域の立地条件を活かしつつ、農業生産基盤整備事業実施地区を中心に、野菜、花き、果樹、こんにゃく、水稻、畜産等、各種作目の生産振興を図る。

以上の観点から、当地帶の農業上の土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

- ① 東部地域においては、農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、農業生産基盤整備の促進を図る。
- ② 西部地域においては、農地中間管理事業を活用し、認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を更に促進するとともに、農業生産基盤整備の促進を図る。

(4)利根沼田農業地帯

この地帯は、県北部に位置する中山間高冷地で、気象条件や地形、地質など多様であり、全体として農業専業的な性格が濃く、農用地は赤城及び三国山系の山麓などに散在している。

この地帯の農業は、水稻、野菜、果樹、畜産、こんにゃく等が主軸をなし、特に野菜の産地化が進展している。

沼田市周辺等においては、道路等の交通条件の整備により非農業的土地利用がみられるものの、他の地域については中山間・高冷地であることから、非農業的土地利用の需要は少ないものと考えられる。

非農業的土地利用については、農用地区域内農地の確保を基本に、農業上の土地利用と十分な調整を図るとともに、農業上利用可能な農地は農業生産への利用を推進し、野菜生産、こんにゃく等の振興を図る。特に、赤城北西麓の野菜・こんにゃく地帯及び利根川、薄根川、赤谷川、片品川流域等の既存優良農用地については、効率的利用を図ることとする。

また、農業従事者の高齢化、農業生産基盤整備の遅れ、鳥獣被害の増大等により荒廃農地が増加傾向にある中で、農業利用の困難な農用地については、観光や林業等での活用を含め関係機関が十分調整していく必要がある。

なお、農業生産の面においては、水稻、野菜、果樹、畜産、こんにゃく等の生産振興を図る。

以上の観点から、当地帶の農業上の土地利用の基本方向は次のとおりである。

- ① 利根川、薄根川、赤谷川、片品川沿岸等に展開する水田は、主として用排水条件及びほ場整備等を行い、水田の持続的な利用を図る。
- ② 赤城北西麓等を中心とする畑地等は、畜産、こんにゃく等の振興を図るため、農業水利施設の長寿命化対策及び通作道等の整備を一層進める。
- ③ 利根川、薄根川、赤谷川、片品川沿岸等に展開する畑地等は、担い手への農地集積・集約化を促進させるほ場区画の整備及び農業用水の安定供給と地域の安全を確保する、ため池や基幹的農業用水等の保全対策を行いつつ土地条件を整え効率的な利用を図る。

(5)東部農業地帯

この地帯は、平坦な優良農地が広がる農業地帯であるが、太田市、館林市を中心とした北関東有数の工業地帯もある。農地に対しては、都市開発の進展及び主要幹線道路等が整備されるなど開発が進むにつれ、非農業的土地利用への需要も多い状況にある。

のことから、市街化区域と市街化調整区域の区域区分及び用途地域の決定等においては、農用地区域内農地の確保を基本に、農業上の土地利用と十分な調整を図りながら、既

存の優良農地を保全する。また、老朽化した用排水施設等を保全整備するとともに、農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図りつつ、生産効率の向上や高収益作物の導入拡大を図るため、農地の大区画化・汎用化を推進する。

さらに、農業生産の面においては、果菜や葉茎菜類を中心とした野菜、花き、果樹、畜産及び米麦の生産振興を図る。

以上の観点から、当地帶の農業上の土地利用の基本的方向を次のとおりとする。

- ① 渡良瀬川を水源とする太田地区の畑・水田地帯は、かんがい用水の安定供給のための農業水利施設の保全整備に努め、併せて農地の集積・集約化を推進する。
- ② 邑楽館林地区に展開する水田地帯は、担い手や集落営農法人等への農用地の集積を推進するとともに、簡易な整備手法（畦畔除去）による区画拡大や農地整備による大区画化を推進し、生産性の向上や、水田の汎用化を図り、都市近郊型農業地帯としての立地条件を生かした農業経営を展開する。
- ③ 赤城南麓、大間々扇状地等に展開する畑地帯は、野菜生産の振興を図るため、老朽化した畑地かんがい施設の保全整備や、大・中型農業用機械の利用に適応する農業生産基盤の整備を行い営農の効率化を図り、併せて農地の集積・集約化を推進する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域は、その自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当である地域とされていることから、現行の市町村の枠組みの中で下表のとおり指定することとした。

- 注) ・ 指定予定地域名及び市町村名は、令和2年12月31日現在で記載している。
- ・ 指定予定地域の面積は、令和2年12月31日現在の農業振興地域面積である。
- ・ 農用地面積は、令和元年12月31日現在の数値を参考に記載している。
- ・ 指定予定地域の総面積は、<参考(P32)>の (C) である。
- ・ 指定予定地域の農用地面積は、<参考(P32)>の (A) である。
- ・ 表中の各計は、端数処理の関係上、一致しない場合がある。

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)
中 部	前橋地域 (前橋市)	前橋市のうち、都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 21,625 (農用地面積 8,523)
	伊勢崎地域 (伊勢崎市)	伊勢崎市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 9,718 (農用地面積 5,755)
	渋川地域 (渋川市)	渋川市のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 18,128 (農用地面積 4,850)
	榛東地域 (榛東村)	榛東村のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 1,480 (農用地面積 660)
	吉岡地域 (吉岡町)	吉岡町のうち、都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 1,902 (農用地面積 776)
	玉村地域 (玉村町)	玉村町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 2,205 (農用地面積 855)
	地域計 (6地域)		総面積 55,058 (農用地面積 21,419)
西 部	高崎地域 (高崎市)	高崎市のうち、旧新町の区域、都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 29,410 (農用地面積 7,615)
	藤岡地域 (藤岡市)	藤岡市のうち、都市計画法の市街化区域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 15,362 (農用地面積 2,468)
	富岡地域 (富岡市)	富岡市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 10,653 (農用地面積 2,470)
	安中地域 (安中市)	安中市のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国定公園及び国定公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 18,079 (農用地面積 4,217)
	上野地域 (上野村)	上野村のうち、自然公園法の国定公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 4,744 (農用地面積 113)
	神流地域 (神流町)	神流町のうち、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 8,942 (農用地面積 216)
	下仁田地域 (下仁田町)	下仁田町のうち、自然公園法の国定公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 13,308 (農用地面積 709)
	南牧地域 (南牧村)	南牧村のうち、自然公園法の国定公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 8,143 (農用地面積 172)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(ha)
西 部	甘 楽 地 域 (甘 楽 町)	甘楽町のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林地域を除いた区域	総面積 4,856 (農用地面積 1,238)
	地域計 (9 地域)		総面積 113,497 (農用地面積 19,218)
吾 妻	中之条地域 (中之条町)	中之条町のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域を除いた区域	総面積 14,005 (農用地面積 1,915)
	長野原地域 (長野原町)	長野原町のうち、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 10,495 (農用地面積 1,835)
	嬬恋地域 (嬌恋村)	嬬恋村のうち、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 18,990 (農用地面積 3,894)
	草津地域 (草津町)	草津町のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 425 (農用地面積 95)
	高山地域 (高山村)	高山村のうち、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 5,044 (農用地面積 519)
	東吾妻地域 (東吾妻町)	東吾妻町のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 16,966 (農用地面積 2,457)
	地域計 (6 地域)		総面積 65,925 (農用地面積 10,715)
利 根 沼 田	沼田地域 (沼田市)	沼田市のうち、都市計画法の用途地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 17,585 (農用地面積 3,749)
	片品地域 (片品村)	片品村のうち、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 7,034 (農用地面積 1,116)
	川場地域 (川場村)	川場村のうち、規模の大きな森林地域を除いた区域	総面積 3,116 (農用地面積 617)
	みなかみ地域 (みなかみ町)	みなかみ町のうち、都市計画法の用途地域、自然公園法の国立公園の特別地域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 21,913 (農用地面積 2,126)
	昭和地域 (昭和村)	昭和村のうち、規模の大きな森林地域を除いた区域	総面積 5,199 (農用地面積 2,555)
	地域計 (5 地域)		総面積 54,847 (農用地面積 10,163)
東 部	桐生地域 (桐生市)	桐生市のうち、旧桐生市の全域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 5,047 (農用地面積 1,430)
	太田地域 (太田市)	太田市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 12,395 (農用地面積 6,963)
	館林地域 (館林市)	館林市のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 4,401 (農用地面積 2,499)
	みどり地域 (みどり市)	みどり市のうち、都市計画法の風致地区的区域、規模の大きな森林地域等を除いた区域	総面積 8,148 (農用地面積 1,402)
	板倉地域 (板倉町)	板倉町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 3,789 (農用地面積 2,161)
	明和地域 (明和町)	明和町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,665 (農用地面積 840)
	千代田地域 (千代田町)	千代田町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 1,873 (農用地面積 1,112)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模(ha)
東 部	大 泉 地 域 (大 泉 町)	大泉町のうち、都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総 面 積 465 (農用地面積 217)
	邑 楽 地 域 (邑 楽 町)	邑楽町のうち、都市計画法の市街化区域を除いた区域	総 面 積 2,698 (農用地面積 1,717)
	地域計 (9 地域)		総 面 積 40,481 (農用地面積 18,339)
県合計	3 5 地域		総 面 積 329,808 (農用地面積 79,854)

第3 農業生産基盤整備及び開発に関する事項

本県における農業生産基盤の整備及び開発は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに地域産業の発展方向を見極めつつ、農業者など住民との合意を図り、地域特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農用地の総合的整備を進める。

このため、農地中間管理機構との連携を図りながら認定農業者等の担い手に農地の集積・集約化を進め、自然環境に配慮した中で農地の大区画化や汎用化、畑地かんがい施設の整備を推進し、農道、農業用排水施設、農業集落排水施設などの機能の安定的な発揮のための補修・更新を進める。

また、整備された基盤により健全な農業生産活動が可能となり、国土・環境の保全に寄与している農村の自然環境が守られることで農業・農村が有する多面的機能の適切な発揮を図る。

以上のような考え方に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的方向を示すと次のとおりである。

1 農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 中部農業地帯

① 「田」の整備

当地帯の水利条件については、基幹農業水利施設の整備が県内でも先駆けて行われたことから恵まれた状況にある。反面、老朽化等の進行により施設の維持補修等の費用が増加しているため、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減が求められている。そのため、今後も機能保全計画に基づき施設の管理を行うとともに、集落営農法人等で保有する高性能な大・中型農業用機械による一貫作業体系を前提とした農地の汎用化に対応する畦抜き等による簡易整備を進める。

また、中山間地帯の水田は用排水条件を整えるとともに、高性能な農業用機械に対応するほ場区画、農道等の整備を中心として生産条件を整え、併せて条件不利地域の農地を遊休化させないよう中山間地域等直接支払制度を活用するなどして保全に努める。

② 「畑」の整備

赤城南麓では、担い手育成に係る農地の集積を図る基盤整備事業を行う。また、赤城西麓では、赤城西麓土地改良事業で、施設園芸等の導入が可能となるような用水の安定的供給(畑地かんがい)、高性能な大型農業用機械の利用に適応したほ場条件の整備(区画整理、農道整備等)を図る。加えて、こんにゃく等の特産物の生産が盛んなことから、より一層の集団化を進め、大型防除機械による効率的な作業体系に対応できるよう総合的な整備に努める。

③ 「採草放牧地」の整備

赤城山麓等に展開する酪農及び肉用牛の振興を図るため、農業上の未利用土地資源の活用等、採草放牧地の利用環境の整備を進める。

(2) 西部農業地帯

① 「田」の整備

農業用水の安定供給を図るため、農業用水利施設の計画的な保全と適切な維持管理体制の確立を支援する。また、安定した農業経営を支援するために担い手への農地の集積・集約化を推進し大・中型農業用機械及び水田の汎用化に対応する基盤整備を推進する。

② 「畑」の整備

榛名南麓、神流川流域、鏑川流域及び碓氷川流域等に展開する畑地は、新規導入作物への転換、担い手への農地集積等を推進し、大・中型農業用機械の利用による土地利用型農業に適応する基盤整備を進める。

また、中山間地域の畑地は、農地を継続利用する上での条件の改善を図るため、農道や

鳥獣害防止柵等の条件整備を行う。

③「採草放牧地」の整備

採草放牧地の利用条件の改善を図るため、農道等の整備を行うとともに、多野郡、甘楽郡等の中山間地域の酪農及び肉用牛の生産振興を図るため、農業上の未利用土地資源の活用等、採草放牧地の利用環境の整備を進める。

(3)吾妻農業地帯

①「田」の整備

農業用水の安定供給を図るため、基幹的な農業水利施設について、計画的に保全整備を行う。

また、末端農業水利施設については、地域ぐるみでの保全整備を促進する。

②「畑」の整備

担い手への農地の集積・集約化を図るためのほ場整備を進める。

また、西部地域では、急傾斜の畑が多く表土流亡が問題となっていることから、これを軽減するための排水路等の整備を進める。

③「採草放牧地」の整備

飼料自給率を高め生産性の高い畜産経営の育成を図るため、採草放牧地の利用環境の整備を進める。

(4)利根沼田農業地帯

①「田」の整備

用水管理体制の改善、水の農業上の有効利用を目的とした用排水施設の整備・保全対策を行うとともに、中・小型農業用機械による一貫作業体系を可能にした稲作生産に対応した農地の保全対策を進める。

②「畑」の整備

沼田平、赤谷川沿岸、赤城北麓等の地域においては、野菜、畜産等の広域生産団地の形成を図るため、高性能な農業用機械の利用に適応したほ場整備の保全対策を進めるとともに、老朽化した農業用水施設の更新に努める。

また、担い手への農地集積・集約化及び観光農業にも配慮した環境整備を進め、畑としての利用条件の改善を図る。

③「採草放牧地」の整備

酪農及び肉用牛の振興を図るため、農業上の未利用土地資源の活用等、採草放牧地の利用環境の整備を進める。

また、既存採草放牧地の農道、牧道等の条件を整備し、利用条件の改善を図る。

(5)東部農業地帯

①「田」の整備

集団的な広がりがあり高性能な農業用機械の利用に適応しているところが多いため、大・中型農業用機械の利用による一貫作業体系を前提とした米麦作生産に対応する農地等の整備を推進するとともに、一部低湿地域の排水条件の改善や、取水の安定を図るための用排水施設等の保全整備を行う。

②「畑」の整備

赤城南麓、大間々扇状地等を中心とした畑地は、野菜生産の振興を図るため、老朽化したかんがい水利施設の保全整備や大・中型農業用機械の利用に適応するほ場整備、農道・排水路の整備を行う。

③「採草放牧地」の整備

酪農及び肉用牛の振興を図るため、農業上の未利用土地資源の活用等、採草放牧地の利用環境の整備を進める。

2 広域整備の構想

(1)用排水施設等の整備・保全管理

- ① 赤城南麓、榛名東麓等の農用地を対象として、用水の安定的な供給や基幹農業水利施設等の機能の安定的な発揮に向けた補修・更新等の計画的な整備を進める。
- ② 西部農業地帯の農用地を対象として、大・中型農業用機械の利用に適応した農地整備を進め、米麦や高収益作物の生産振興を図るための農業生産基盤を確立する。
- ③ 東部農業地帯における小区画水田の再編整備により水田農業の効率化や高収益作物への転換を図るとともに、大間々扇状地等の洪積台地の畑地を対象とした湛水被害防止の整備を進め、米麦、野菜、畜産等の振興を図るための農業生産基盤を確立する。
- ④ 中部及び利根沼田農業地帯の赤城西麓地域に展開する広大な畑地約3千haを主な対象として、用水の安定的供給（畑地かんがい）や基幹用排水施設等の機能の安定的な発揮に向けた補修・更新等の計画的な整備を進めるとともに、高性能な大型農業用機械の利用に適応したほ場条件の整備（区画整理、農道整備等）を図り、首都圏への生鮮野菜の供給基地及び酪農等を振興するための産地形成型農業生産基盤の開発、整備を進める。

(2)農道の整備

農業用機械の大型化、農産物流通の合理化を図る基幹的な農道の長寿命化と有効活用を図る保全対策を計画的に進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農業従事者の兼業化・高齢化等による担い手不足や鳥獣被害の発生等により農地の有効利用が難しい地域が増加していること、農産物価格の低迷等による経営悪化から農家の規模拡大意欲が低下していること、小区画ほ場等条件が不利な農用地が放置されてしまうことなどから荒廃農地が増加している。

しかしながら、農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であると同時に食料の安定供給にとって不可欠な資源であることから、集団的に存在する農用地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農用地については、法に基づき農用地区域として設定とともに、当該農用地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図る必要がある。

また、農用地は、国土の保全、水源のかん養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村での農業生産活動が行われることによって生じる多面的機能の適切な發揮を図る上でも必要である。特に、近年多発する洪水被害に備えるための流域治水対策においては、農地や農業用施設による洪水調節機能の発揮が求められており、農用地等が国民の貴重な財産として将来にわたって守られ、また活用されるべきものである。

(2) 農用地等の保全の基本的方向（農業地帯別）

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、多面的機能支払交付金を活用した地域で取り組む協働活動による農地維持の促進、中山間地域等直接支払制度による生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動等の継続に対する支援、農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保等により、荒廃農地の発生を抑制・防止する。

また、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能になると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地を解消し、農用地の維持、保全及び有効利用を図る。

各農業地帯における農業生産基盤の整備や農用地等としての機能低下を防止するための活動等による農用地等の保全の基本的方向は、次のとおりである。

①中部農業地帯

この地帯は、都市近郊の農業地帯及び中山間地域の農業地帯からなっている。

都市近郊の農業地帯に対しては、多面的機能支払制度を活用する等により、農地を保全し荒廃農地の発生を防止するとともに、営農上で必要な施設（用排水等）の維持・保全を実施する。

また、一部の未整備な農地において、農地の区画拡大や集積・集約化を図るため基盤整備を実施する。

中山間地域の農業地帯においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業生産活動等を通じて荒廃農地の発生を防止する。

また、農道、ほ場整備の実施による農業の多面的機能の充実、確保を推進するとともに、農地災害を未然に防止するための基盤整備を実施する。

②西部農業地帯

この地帯は、都市近郊の農業地帯及び中山間地域の農業地帯からなっている。

都市近郊の農業地帯に対しては、集中豪雨等による農業用排水施設や農地への被害を防止するための対策を実施するとともに、施設の維持管理に対しては農業者及び地域ぐるみで行う農地保全に関する共同活動への支援等を活用した管理を実施する。

また、多面的機能支払交付金制度及び中山間地域等直接支払制度を活用した取組やほ場整備の実施により荒廃農地の発生を防止する。

③吾妻農業地帯

この地帯は、荒廃農地が増加傾向にあることから、町村、農業委員会や農業協同組合等関係者が一体となり、農地中間管理事業等各種制度を活用し、認定農業者等の扱い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の対策に取り組む。

さらに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援等を活用し、荒廃農地の発生防止や農村の持つ多面的機能を維持・増進するとともに、農業生産基盤を整備し農用地の保全に取り組む。

④利根沼田農業地帯

この地帯は、大規模な畑作経営を中心とした中山間地と冷涼な高冷地からなっている。地域の立地条件を活かし、野菜、果樹、畜産、こんにゃく等を中心に発展を続けているが、農業構造の変化等により荒廃農地は増加傾向にある。これらの解消及び活用に向け、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関が一体となり荒廃農地解消・利用のための対策や扱い手への農用地集積等に取り組むとともに、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度を有効に活用し、農用地等の持続的な保全活動を推進する。

また、農地が未整備の地域では、食料の安定供給、水源のかん養、良好な景観の形成等農業・農村の持つ多面的機能の充実と農地災害を未然に防止することを目的とした基盤整備を実施する。

⑤東部農業地帯

この地帯は、都市近郊型農業地帯としての立地条件を活かし、野菜、畜産及び米麦を中心とした営農が営まれている。

しかし、近年、地球温暖化に伴う台風の大型化や集中豪雨等の頻発・激甚化に伴い雨水排水の流出量が増加し、水路からの溢水、農地の湛水により、農地や農作物に被害が発生していることから、用排水施設等の整備を行い、被害の未然防止を図る。

また、中山間地域の未整備農地や荒廃農地は、中山間地域等直接支払制度の活用や荒廃農地対策として地域特性を活かした新規作物の導入等により、農地の保全、荒廃農地の解消を推進する。

さらに、営農形態、地形条件など地域の実態に即した農業基盤整備を推進し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農地や用排水路等の施設を適切に維持管理するため、多面的機能支払交付金制度等の活用を推進する。

2 農用地等の保全のための事業

集中豪雨等の自然災害により、農用地や農業用施設が災害を受けることを未然に防止するため、老朽化した施設の計画的な更新を図るなど、防災・減災対策等の事業を実施する。

また、都市化の進展により、湛水被害や水質が悪化し、農用地や農村環境への影響が見られる地域について、良好な農用地の保全と環境保全整備を図る。

さらに、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、扱い手を育成・支援する農地整備を実施し、農地中間管理機構による認定農業者等の扱い手に対する農地の集積・集約化を進めることにより、荒廃農地の発生防止を図る。

(1)ため池等の決壊等による農地への被害を防止するための防災・減災等の事業

老朽化により決壊のおそれのあるため池と自然災害等により決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池の改修・補強の実施や、下流地域の農地の流失等の被害を未然に防止する防災・減災対策事業を計画的に実施する。

また、地すべり防止区域では、農用地等を保全するため、地下水排除工等の地すべり防止対策を実施する。

(2) 良好的な農用地の保全

農用地周辺における都市化の進展や老朽化により機能が低下した排水施設が存在しており、それらを要因とした農用地や農業用施設への湛水被害が発生していることから、湛水被害を防止する対策事業を実施する。特に、東毛地域では、国営及び県営事業により、基幹的排水施設の整備が完了しているため、これら基幹施設を補完して一体的に機能を發揮する県営・団体営規模の排水施設整備を実施する。

(3) 農地整備事業等による荒廃農地の整備、解消

農地整備事業などの農業生産基盤整備の実施により、農業生産性の高い農地の確保や荒廃農地の解消を図り、担い手への農地の集積・集約化を促進し、地域農業を担う経営体を育成する。併せて農地中間管理機構による認定農業者等の担い手等への農地の集積を促進し荒廃農地の発生を抑制・防止する。

(4) 鳥獣被害防止施設の整備

近年、中山間地域から平地に至る広範囲において、野生鳥獣による農作物の被害が拡大しており、耕作意欲の減退から荒廃農地になるケースが多いため、電気柵・金網柵等の鳥獣被害防止施設整備の支援を行う。

(5) 農業水利施設等の保全管理

老朽化した農業水利施設の増加により、施設の保全管理が課題となっている。

また、施設を管理する土地改良区は、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や農業者の高齢化、農業集落の混住化及び担い手への農地集積など、組合員の減少による組織運営や施設管理能力の脆弱化等、様々な問題を抱えている。

のことから、農用地の確保と有効利用を推進するため、適時・適切な農業水利施設の保全対策を推進するとともに、農業者を主体とした地域で取り組む農用地や農業水利施設等の維持・保全に係る協働活動への支援を行う。

3 農用地等の保全のための活動

農業委員会等による農地利用調整機能の強化及び農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図るとともに、地域で取り組む協働活動による農地維持の促進のため、多面的機能支払交付金により支援する。また、基金造成や集落協定に基づく条件不利地域等の保全活動といった農用地等の機能低下を防止するための活動を支援し、中山間地域等においては中山間地域等直接支払制度を有効に活用する。

さらに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を実施するなど、県独自の施策の推進により農用地等の保全を図る。

(1) 荒廃農地の発生防止と再生利用

農業委員会等が行う農地の利用状況調査により荒廃農地の状況を把握し、当該農地の所有者等への指導等、適切な対策を講じ、荒廃農地の発生防止に努める。

また、遊休農地の利用意向調査等に基づき、農地中間管理機構等を活用した補助事業による再生利用や、農地利用最適化推進委員等による自主再生活動を促し、優良農地の維持・保全を推進する。

(2) 担い手への農地の集積・集約化の促進

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業委員会等による農地利用調整機能を強化する。

なお、農業生産活動が停滞している地域においては、地域内の農地、労働力、機械・施設等の資源を有効に活用する地域営農システムの構築や集落営農組織の育成に取り組む。

(3) 協働活動による農地維持の促進

農用地、水路・農道等の地域資源の基礎的保全活動や植栽による景観形成、遊休農地の有効活用など地域資源の質的向上を図る地域の協働活動を支援する。

これらの活動支援により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担を軽減し、担い手農家への農地集積を促進するなど、農業の構造改革を後押しする。

(4) 集落協定等に基づく条件不利地域等の持続的な保全活動の支援

急傾斜地の水田等、農業生産条件の不利な地域等における農業生産活動等の継続に対する支援制度を有効に活用し、集落協定等に基づく中山間地域等の農用地や水路、農道の持続的な保全活動などを支援する。

これらの活動支援により、荒廃農地の発生防止・解消を図り、健全な農用地等を保全して、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。

(5) その他の施策の推進

荒廃農地における野菜、果樹、花き等の園芸作物やそば等の特用作物の導入を支援することにより、農用地の有効利用と農業経営の安定・向上を図る。

また、荒廃農地や水路用地における花づくり活動や草刈り等の清掃活動等を支援することにより、地域集落が一体となるなかで農用地等を保全し、農村地域が有する自然景観の維持保全を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適當な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

本県の農業は、食料の安定供給はもとより、地域社会の活力の維持、自然環境・県土の保全などの多面的な機能を有しており、県土の均衡ある発展のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。一方で、農業従事者の高齢化や減少、荒廃農地の増大や耕地面積の減少など、深刻な問題に直面している。

このような中で、将来にわたって本県農業が成長産業として持続的に発展し、地域社会の活性化及び県土の均衡ある発展を実現するためには、効率的かつ安定的な農業経営を確保・育成して、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要である。また、中小・家族経営などの多様な経営体においては、地域社会の維持の面で重要な役割を果たしている実態を踏まえ、集落営農組織等の育成を積極的に進め、地域ぐるみの生産体制を整備・強化することが重要である。

1 農業経営の規模拡大について

効率的かつ安定的な農業経営の育成に当たり、土地利用型農業では、ほ場整備等による農業生産基盤の強化を図るとともに、地域の実情に応じて、県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等関係機関が連携して、担い手への農地の集積・集約化による経営規模の拡大を推進するとともに、スマート農業技術等による農作業の効率化や生産性の向上を図る必要がある。また、集約型農業については、高収益作物や加工部門の導入、生産技術の高度化、ブランド化に向けた取組等を総合的に推進し、高品質化や高付加価値化を図る必要がある。

このような農業経営を達成するため、都市近郊平坦部と中山間部に分け、基本的な経営の在り方とその方向を示すと次のとおりである。

(1)都市近郊平坦部

都市近郊平坦部は、都市的地域並びにこれに準ずる地域によって構成されており、平地林等の農用地等としての開発可能な土地がほとんどないため、農用地面積の増加は期待できない。さらに、非農業的土地利用の増加とともに、蚕食的なかい廃によって集団的農用地の機能が低下することも懸念される。

このため目標とすべき農業経営を達成するための方向としては、米麦を主とする土地利用型農業については、農地の集積・集約化により規模拡大を図ることで生産性の高い担い手を育成していくこととする。また、認定農業者、集落営農法人等の担い手に対しては、経営管理能力の向上に努め、農業生産の高度化に対応した資本装備と技術の分担により大規模生産の有利性を図りながら、地域農業の中核的生産主体となりうるよう育成指導を行う。一方、畑作を中心とする地域では、施設野菜、露地野菜、果樹や花き等の園芸作物、畜産経営等における生産技術の高度化・規模拡大等による経営の効率化を推進し、担い手の育成・発展を支援することにより、一層の産地強化を図る。

これらの要件を満たすことが想定される経営類型は、都市近郊平坦部の自然条件及び市場条件等からみて、果菜類を主体とした施設園芸、畜産経営等の資本装備強化型の主業化と、これら地域の基幹作目である米麦、露地野菜栽培や、これらを結合した複合形態が考えられる。

これを例示すると次のとおりである。

酪農経営では成牛50頭程度、養豚経営では繁殖雌豚150頭程度の飼養規模を目安とするものとし、施設園芸中心経営ではハウス面積3千m²程度、露地野菜中心経営では耕地3ha程度、米麦中心経営では水稻8ha・麦14ha程度、集落営農法人等では水稻又は麦で30ha程度の規模が想定される。

(2) 中山間部

本県中山間部は、土地条件や気象条件に適応し、露地野菜、畜産、工芸作物（こんにゃく）、果樹を基幹的な作目とする多様で力強い農業生産が展開されている。さらに、観光業等との連携を図りつつ、農用地等の造成を進め、野菜、酪農等の産地規模の拡大を図ることが必要である。

このような事情を背景として、目標とすべき農業経営を実現するために、水田農業においては、機械・施設の共同利用や他産業との連携を含めた農作業受委託体制の整備、集落営農組織の育成等を支援し、低コストで、品質の安定した水稻の生産を推進する。

畑作においては、面的なまとまりを持った農地利用集積を推進し、露地野菜や工芸作物（こんにゃく）、畜産等を主体とする大規模な担い手の育成・経営発展を支援するとともに、生産条件に恵まれない地域においては、中山間地域の立地条件を生かした観光との連携や加工等の特色ある付加価値の高い農業生産を推進する。また、荒廃農地や鳥獣による被害の増加が懸念されることから、荒廃農地の発生防止、再生活動及び有効活用の促進、鳥獣害対策等の取組を支援し、担い手の経営基盤を確保する。

これらの考え方に基づき基本となるべき営農類型を例示すると次のとおりである。

露地野菜中心経営では耕地7ha程度、酪農経営では成牛50頭程度、繁殖和牛経営では子取り用めす牛50頭程度の飼養規模とし、こんにゃく複合経営では5ha程度の規模が想定される。

2 農地の集団化について

大・中型農業用機械の利用を中心とする技術体系を確立するため、農用地の集積・集約化を積極的に推進する必要がある。そのため、区画整理や水路整備、農作業の機械化、作付方式の高度化等との関連と併せて集落営農法人等についても考慮し、地域の実情に応じた推進を図る。

担い手農家への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構など農地利用最適化のための諸事業の積極的な活用を図る。

また、集団化が遅れている地域、地区については、農地整備事業やかんがい排水事業（畠地かんがい）等の農業生産基盤整備の実施と関連させ、その促進に努める。

3 農地等の権利取得の円滑化について

農業振興地域における農地等の移動が、経営規模の拡大又は農地の集積・集約化の方向に沿って適正かつ円滑に行えるよう、農地中間管理機構や農業委員会等との有機的な連携のもとに、農業生産基盤整備事業を積極的に推進する。

4 地域農業生産体制の確立について

今後の農業構造対策の推進に当たっては、技術・経営能力に優れた認定農業者、集落営農法人等による高生産・高品質・高収益の農業が地域の相当部分を担うような、農業構造の実現を基本目標とし、優れた農業生産の担い手の育成、優良農地の確保と有効利用等に重点をおいた関連施策を推進することが必要となる。

そのため、関係機関等で構成され、担い手育成や地域農業のマネジメント機能を有する地域担い手育成総合支援協議会等の活動の活性化・定着化を図る。

これによる各種調整活動等を基礎として、前述の農用地の集積・集約化、農業経営の規模拡大等を推進する。

また、荒廃農地の解消、ブロックローテーションの推進等による農用地の有効利用の推進、法人化等による農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携による地力の維持増進等の対策を地域の実態に応じて総合的に推進する。

さらに、規模拡大を志向する経営体への農地の集積と経営安定を助長する一方、地域における小規模な兼業農家等の役割を明確化し、土地、労働力、機械施設等の利用調整を通じた適正な役割や機能が發揮できるよう、集落段階における多様な農業者の話し合いによる合意形成等を踏まえた地域営農システムの構築や集落営農組織の育成・法人化等の推進を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

近年の農業を取りまく情勢として、主要農産物の需給不均衡の顕在化や価格低迷をはじめ、農業労働力の弱体化や兼業化の進展が懸念されている。さらには、人口減少による国内市場の縮小やTPP11等の経済連携協定の発効に伴うグローバル化の一層の進展が見込まれるとともに、健康的な食生活への意識の高まりなどの消費者ニーズの多様化やインターネット販売等の流通チャネルの多角化が進んでいる。

このような情勢のもとで、本県の農業生産を更に安定的に維持発展させていくには、内外の諸情勢の変化や国の農業施策の展開方向等を見極めながら、需要動向に即応した地域農業生産を基本に、スマート農業技術等による省力化やコスト低減、生産量の増大、高品質・高付加価値化等による収益性の高い農業生産を積極的に進めていく。さらに、地域の特性を生かして新たな付加価値を生み出す6次産業化等の農村ビジネスを推進していく。

そこで、技術改善による生産性の向上に加え、生産・流通・加工・販売等を通じた組織の育成等とともに、農業近代化施設、流通加工施設等の計画的整備を推進する。なお、主要作目の生産方向は、次表のとおりである。

主要作目の生産方向

	水 稻	麦 類	野 菜	花 き	果 樹	豆 類 (大 豆)	畜 産				こ ん に や く	養 蚕
	乳 用 牛 (生 乳)	肉 用 牛	豚	採 卵 鷄	ブ ロ イ ラ ー							
積 極 的 に 拡 大 す る		○										
計 画 的 に 生 産 を 拡 大 す る			○	○		○	○	○	○			
安 定 生 産 を 実 施 す る	○				○	○				○	○	

また、これらの作目以外にも、主要作目と補完関係にある作目、特定地域に特化している作目、新たに発掘・育成しようとする特産的な作目等についても、地域の特性に応じて生産振興を図ることとし、そのために必要な生産・流通・加工・販売等の施設についても、その整備を積極的に推進する。

1 農業地帯別の農業近代化施設整備の方針

(1) 中部農業地帯

この地帯の農業生産は、前橋市地域が米麦と野菜・畜産、伊勢崎市及び玉村町地域が米麦と野菜、また、渋川市地域がこんにゃくと野菜、榛東村及び吉岡町地域が果樹と野菜の基本的な営農類型によって代表される。

今後においては、当地帯が都市近郊地域を中心としていることから、野菜については、規模の大きな施設園芸が、畜産については養豚及び酪農等が、それぞれ資本集約的な経営として農業生産の主流を占めると想定される。そのため、営農施設の更新などによる産地水準の向上に努める。

また、現状の基幹的作目である米麦作等については、認定農業者や集落営農法人等での高性能な農業用機械の効率的導入などによる生産の合理化を推進する。

以上の基本的な考え方に基づき、今後における作目ごとの農業技術、生産体制及び農業

近代化施設の整備の方針を示すと次のとおりである。

①水稻・麦類

この地帯では、水田の区画整理がほぼ完了し農業用機械導入の条件が整っていることから、認定農業者や集落営農法人等を引き続き育成・支援し、高性能な大・中型農業用機械、施設の拡充を図る。

また、農業協同組合等を単位とするカントリーエレベーター等を中心施設として、新規需要米を含む米麦の生産・収穫・調製等の作業の一貫体系を整備する。あわせて、多くのライスセンターが更新時期を迎えることから、より近代的な再編整備を推進する。

②野菜

この地帯の主力品目は、前橋市から伊勢崎市等に展開するきゅうり・なす・トマト・いちご等、渋川市のいちご・ピーマン等の果菜類を主体とする施設園芸と、赤城南麓及び利根川沿岸等のほうれんそう・ブロッコリー・ねぎ・ちんげんさい等を主力とする葉茎菜類等である。県内でも有数の産地であることから、補助事業を活用したパイプハウス等の施設整備や場整備、畑地かんがいが盛んに行われている。その結果、品質の向上、出荷時期の拡大等産地水準の向上が図られており、継続して推進する。

さらに、たまねぎ、キャベツ、ブロッコリーやえだまめ・スイートコーンなどの露地野菜について省力・軽作業化のための機械・施設整備を促進する。

また、生産組織や農業法人を育成するために、中・小型農業用機械による一貫作業体系を確立して省力化を進めるとともに、雇用促進のため人材バンクを整備するなど側面からも支援し、生産性の向上を図る。

流通については、農業協同組合を単位として選果・包装・出荷の総合的機能を有した施設の整備を行い、産地水準の向上を図る。あわせて、集落営農法人等が自ら選果・加工・包装・貯蔵・直売と幅広い総合的な施設整備を行えるよう支援する。

③花き

ばら・シクラメン等の施設花き、コギク等の露地花き、ハナモモ等の枝物、パンジー等の花壇苗生産が産地として形成されている。今後は、施設花きの省エネルギー対策等の推進、環境制御装置の活用を進めるための施設整備とともに、販売戦略の充実を図る。

④果樹

りんご・なし・もも・ぶどう・ブルーベリーを中心とした観光果樹園として地域に定着している。今後も産地維持のため、担い手の確保、育成に取り組む。また、高品質果実の生産と環境保全型農業を推進する。

⑤畜産

・乳用牛、肉用牛

赤城南面等を中心とする草地及び畑地を活用した酪農と都市近郊酪農の両形態がある。飼料生産基盤の確保による自給率の向上を図るとともに、大型機械の利用に適応する地域コントラクターや生産集団等を育成し、経営の合理化と生産基盤の強化を図る。

また、乳用牛については集乳の一層の合理化のための施設整備を図る。

・養豚、養鶏

経営規模の拡大を基本目標として、生産体制の整備を図る。

・家畜衛生、畜産環境

本県で確認された豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、飼養衛生管理にかかる指導を実施し、家畜伝染病の発生予防に努める。

また、周辺環境に配慮しながら、適切なふん尿処理を進めるとともに、堆肥化を行い、耕畜連携による堆肥の有効利用を図る。

⑥特産物

・こんにゃく

規模拡大等による低コスト生産および機械体系の推進や、こんにゃく生玉価格低迷における補完作物として野菜等との組合せによる経営の複合化を図る。また、周辺環境に配慮した土壌消毒代替薬剤の普及推進を図るとともに、輪作や交換耕作、緑肥、麦類被覆栽培など耕種的な防除方法を推進する。

・養蚕

蚕糸生産から製品小売までが連携し、適切な収益配分を図ることで、持続的発展を目指す。

また、遺伝子組換えカイコによる有用タンパク生産技術の確立により、生糸のみならず医薬品等の生産技術も目途がつきつつあることから、これに応じた生産設備の拡充を推進する。

(2) 西部農業地帯

この地帯は都市近郊平坦部及び中山間地域を包含しているため、耕地の分布及び導入作目に多様性があることが特長であるが、これを概括的に分類すると、都市近郊地域の施設野菜・米・麦、平坦及び中間地域の露地野菜・果樹・畜産、こんにゃく等が基本的な作目となっている。

今後においては、首都圏に近い有利な条件を活かした葉茎菜類を中心とした野菜等の園芸作物の発展が期待される。

以上の基本的な考え方に基づき、今後における作目ごとの農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針を示すと次のとおりである。

① 水稲・麦類

この地帯の稻作は、自給的生産農家が多いが、今後の方向としては圃場条件の整った地区を中心として、大・中型農業用機械による機械化作業体系に適応する規模の集落営農法人等を育成し、カントリーエレベーター、ライスセンターを核として米麦の生産、収穫、調製等の作業の一貫体系を推進する。

また、飼料用米、飼料イネ等の新規需要米の作付を推進する。

② 野 菜

きゅうり・トマト・いちご等の施設野菜やパイプハウス栽培によるほうれんそう・にら、なす・ねぎ等の露地野菜の生産の拡大が関係施設の整備とともに進んでいる。今後は消費者ニーズに対応した品質の向上や生産の安定・向上を図り、産地の維持、拡大が期待できる。

このため今後においては、中・小型農業用機械の利用による作業一貫体系を確立し、選果・包装・出荷等の流通施設の整備・拡充を推進する。

③ 花 き

平坦部の洋ラン・ばら・花壇苗等の鉢物（施設）と、中山間部の輪ギク・スプレーギク等の露地栽培が行われており、特産的作目として伸長が期待される。

このため今後においては、生産集団の組織化、促成ハウスの整備、花束加工施設の活用を図るなど、これを拠点に農業協同組合を単位として一元集荷及び多元販売の体制整備並びに産地のブランド化を推進する。

④ 果 樹

榛名南麓及び碓氷地域のなし及びうめによって代表されており、今後においては、既存産地を核として、機械化に適応する規模での生産組織を育成し、流通については農業協同組合を単位とする共同選果場等を核として品質の均一化、流通経費の節減を図り、産地水準を高める。

⑤ 畜 産

・ 乳用牛

畜産環境の保全に配慮するとともに、桑園からの転換や水田の有効活用による飼料生産基盤の確保と併せ、大・中型農業用機械の利用に適応する生産集団を育成する。

また、経営安定に向けて乳質改善に努める。

・ 肉用牛

耕種部門との連携を図るとともに、畜産環境の保全に配慮しつつ、経営の合理化と生産基盤の強化を図る。

・ 養豚

種豚及び肉豚の生産地として発展してきたが、今後とも、これらの生産体制を整備拡充するとともに、適切なふん尿処理対策を進め、経営の安定に努める。

・養鶏

榛名山南麓を中心に発展してきたが、今後とも畜産環境の保全に配慮しながら、生産体制の整備を図り、生産水準の向上に努める。

・家畜衛生、畜産環境

本県で確認された豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、飼養衛生管理にかかる指導を実施し、家畜伝染病の発生予防に努める。

また、周辺環境に配慮しながら、適切なふん尿処理を進めるとともに、耕畜連携による堆肥の適正処理を図る。

⑥特産物

・こんにゃく

土地利用型農業の作目として一層の機械化体系の推進や他作目との組合せによる経営の複合化を図る。

あわせて、連作障害対策としての輪作や交換耕作、緑肥、小麦の混作など耕種的な防除方法及び新技術導入や環境に配慮した生産を推進する。

・養蚕

富岡製糸場を中心とした絹産業遺産群の世界遺産登録を契機に、県内有力養蚕地帯の維持のため稚蚕共同飼育所の施設整備、オリジナル蚕品種の推進を行う。

(3) 吾妻農業地帯

この地帯の農業生産は、気象、地形等の自然条件等により東部地域と西部地域で異なっている。東部地域では、稲作と野菜等の複合経営が主体であり、こんにゃく、夏秋なす・キク類・りんご等の産地化が図られている。西部地域においては、広大な農用地と夏期冷涼な気候を活かし、キャベツ・はくさい等の大規模野菜経営や酪農経営が営まれている。

以上の基本的な考え方に基づき、今後における作目ごとの農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針を示すと次のとおりである。

①水 稲

この地帯の稲作は、自給的生産農家が多いが、消費者ニーズにあった良食味米の作付けを推進し、おいしい米づくりに努める。

また、高齢化・担い手不足が課題として残っていることから、省力化のための共同育苗施設の活用や集落営農法人等による作業受委託を推進する。

②野 菜

東部地域では、夏秋トマトや夏秋なす等の産地化が図られているが、特に、夏秋トマトは、夏期の高温対策による安定生産と集出荷施設の利用推進を図る。

一方、西部地域では、夏秋キャベツ、夏秋はくさいや夏秋レタス等の高原野菜の産地として確立しているが、食料の安全性や環境への関心が高まっていることから、環境に配慮した栽培方式の推進、緑肥作物や堆肥を利用した土づくり及び表土流失対策を推進する。

また、健全な苗による作柄の安定を確立するため育苗施設等の整備を図る。

③花 き

スプレーギクや輪ギク、枝物等の産地化が図られているが、今後も規模拡大や品質向上に努めるとともに、集出荷施設の利用を進める。

また、中山間地域の立地条件を活かした山野草等が導入され産地化しているが、さらに生産量、販売額を伸ばすために新規栽培者の確保と生産技術の向上や施設の整備を進める。

④果 樹

りんご、ぶどうを中心と観光果樹栽培を行っているが、担い手の確保・育成を行い、産地維持を図る。また、販売期間の長期化を図るために、ブルーベリー等を組み合わせた販売体系を推進する。

⑤畜 産

・乳用牛

比較的大規模な経営が多いことから、飼養規模の一層の拡大や、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制構築を図るとともに、畜産環境の保全・整備に努める。あわせて、優良後継牛を確保して乳牛改良を推進し、経営の安定を図る。

・肉用牛

繁殖和牛を中心とした比較的小規模な経営が多いことから、畜産環境の保全に配慮しつつ繁殖雌牛の増頭を推進するとともに、荒廃農地を活用した和牛放牧や飼料畑の確保等により飼料自給率の向上を図る。あわせて、受精卵移植技術を利用した和牛改良を推進し、経営の安定を図る。

・養豚

飼養衛生管理基準に基づき、疾病の発生予防対策の徹底に努め、生産性向上による経営の安定を図る。あわせて、畜産環境の保全に配慮した経営を推進する。

・養鶏

大規模経営が多いことから、飼養衛生管理基準に基づき、疾病の発生予防対策の徹底に努め、生産性向上による経営の安定を図る。あわせて、畜産環境の保全に配慮した経営を推進する。

・家畜衛生、畜産環境

本県で確認された豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、飼養衛生管理にかかる指導を実施し、家畜伝染病の発生予防に努める。

また、周辺環境に配慮しながら、適切なふん尿処理を進めるとともに、耕畜連携による堆肥の適正処理を図る。

⑥特産物

・こんにゃく

この地帯の東部地域を中心に栽培されるこんにゃくは、一層の機械化体系の推進と併せて、連作障害対策としての輪作や緑肥作物等の導入による耕種的な防除方法を推進する。

あわせて、他作目との組合せによる経営の複合化を図る。

(4)利根沼田農業地帯

この地帯は、中山間地から高冷地にかけて耕地が広がり、地形・気象・経済的条件が多彩であることから、多様な農業生産が営まれており、赤城北西麓の大規模畑作地域と利根川・薄根川・赤谷川・片品川の沿岸に散在する水田地域に大別される。

この地帯においては、水稻・野菜・果樹・畜産・こんにゃく等が農業生産の中心となっている。

また、近年は各市町村に消費者との交流拠点としての直売所、加工施設等が整備され、観光農業の定着が進展している地域である。

以上の基本的な考え方に基づき、今後における作目ごとの農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針を示すと次のとおりである。

①水 稲

良食味米地帯であるが自給的生産農家が多く、高齢化も進み、作付面積も小さいのが現状である。このため生産集団の育成と農作業受託組織の強化を図り、機械利用の効率化、省力化、生産性の向上を図るとともに、米のブランド化等による販売拡充を図る必要がある。また、農業用水の安定供給を図るため、農業水利施設の保全対策を進める。

②野 菜

レタス・トマト・ほうれんそう等多品目の夏秋野菜産地を形成しているが、出荷期間の拡大や輪作体系確立による生産拡大と安定生産により産地強化を推進する。育苗施設や生産施設、防風網等の付帯施設の整備を進め、省力機械化作業体系を確立するとともに、安定した農業用水を確保するため、農業水利施設の保全対策を進める。

また、集出荷・配送施設の機能増強や再編整備、一次加工処理施設の整備を含めた流通体系の見直しを図るとともに、環境保全型農業の一環として農業用廃資材等の適正処理に努める。

③花 き

標高差を活かした切り花と鉢物が産地化しているが、更に生産コスト低減技術や規模拡大に必要な生産施設整備を推進する。

また、集出荷配送施設の整備と併せて共選共販体制を確立するとともに販路拡大方策を推進して産地強化に努める。

④果樹

りんごやぶどうを中心とした観光農業が定着しているが、とうとう・ブルーベリー等の複合果樹の導入を推進して消費者に魅力産地を形成し、高速交通時代に対応した需要の掘り起こしを図る。

また、多目的防災網や防霜ファン等の整備による果樹の生産安定と合成性フェロモン剤等の活用による環境保全型農業の定着を推進する。

⑤畜産

・乳用牛

飼料畑の確保等による飼料自給率の向上と高品質乳の生産、生産コスト低減を図るとともに、後継牛の育成・導入等による改良を進め畜産環境の保全に配慮しつつ経営の安定を図る。

・肉用牛

飼料畑の確保等による飼料自給率の向上と公共牧場の有効活用、生産コスト低減を図るとともに、優良牛の育成・導入等による改良を進め、畜産環境の保全に配慮しつつ経営の安定を図る。

・養豚、養鶏

生産体制の整備や効率的な生産を図るとともに、畜産環境の保全に配慮しつつ生産水準の向上に努める。

・家畜衛生、畜産環境

本県で確認された豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、飼養衛生管理にかかる指導を実施し、家畜伝染病の発生予防と迅速な対策に努める。

また、周辺環境に配慮しながら、適切なふん尿処理を進めるとともに、耕畜連携による堆肥の適正処理を図る。

⑥こんにゃく

規模拡大等による低コスト生産及び周辺環境への影響の少ない防除体系の推進を図るとともに、土地利用型農業の作目として一層の機械化体系の推進や他作目との組合せによる経営の複合化を図る。

あわせて、連作障害対策としての輪作や交換耕作、緑肥、麦類被覆栽培など耕種的な防除方法を推進する。

(5)東部農業地帯

この地域の農業生産は、太田地区や桐生みどり地区では果菜・葉茎菜類を中心とした野菜産地、邑楽館林地区では従来からの米麦・施設園芸に加え、キャベツやはくさい等の露地野菜が急拡大している。

今後も都市化の進展が予想されるが、作目間の変動があるものの邑楽館林地区の米・野菜、太田地区・桐生みどり地区の畜産・野菜等が農業生産の主流を占めるものと想定される。

以上の基本的な考え方に基づき、作目ごとの農業技術、生産体制及び農業近代化施設の整備の方針を次のとおりとする。

①水稻・麦類

大・中型農業用機械の利用に適応する水田が多いため、その利用範囲を単位とした集落営農法人等の担い手への農地集積・機械導入を支援し、米麦作の機械作業等の低コスト化を進めるとともに、農業協同組合等を単位とする水稻育苗センターや共同乾燥調製貯蔵施設を整備し、実需者ニーズに適応した高品質で生産性の高い米麦作生産体系を確立する。

②野菜

自然的条件、市場条件等の有利性を活かすため、トマト・きゅうり・いちご・ほうれんそう・小玉すいか・なす・こまつな等の施設野菜及びやまといも・ねぎ・ごぼう・はくさい・なす・にがうり・加工業務用野菜（キャベツ、レタス等）等の露地野菜の生産基地として育成する。

このため、栽培管理及び収穫調整用機械・施設の整備を進め、作業の効率化とともに、

品質の向上・均一化を図る。

また、農業協同組合等を単位とする出荷調整用施設の整備を行い、産地の生産・出荷体制をより一層強化する。

③花 き

シクラメン・カーネーション・アジサイ等の鉢物部門及びトルコギキョウ・キク等の切花部門の産地化が進んでいる。

このため、品質の向上及び均一化のための生産施設の整備を推進する。

④果 樹

ぶどう、なしを中心に産地化されているが、直売を中心であることから、生産安定と高品質化、さらには産地のブランド化を図るための施設整備を進める。

⑤畜 産

・乳用牛

飼料生産基盤の拡充及び畜産環境の保全を図り、都市近郊酪農としての地位を確保する。

特に、労働力減少に対応する手段として、酪農ヘルパー制度等の活用を推進し、地域の生産水準を保持する。また、集乳の一層の合理化を図る。

・肉用牛

耕種部門との連携等により、飼料作物の生産拡大を図りつつ、地域環境の保全に配慮した生産基盤の整備を推進する。

・養豚

個別農家の飼育規模も比較的大きいところから、生産基盤の強化を図るとともに、畜産環境の保全に配慮した施設整備を推進する。

・養鶏

既存の集卵出荷施設等の利用により、生産から流通面までの連携を高め、生産水準の向上を図るとともに、畜産環境の保全に配慮した施設整備を推進する。

・家畜衛生、畜産環境

本県で確認された豚熱や全国的に感染が拡大している高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病対策の強化を図るため、飼養衛生管理にかかる指導を実施し、家畜伝染病の発生予防に努める。

また、周辺環境に配慮しながら、適切なふん尿処理を進めるとともに、耕畜連携による堆肥の適正処理を図る。

2 広域整備の構想

(1)稚蚕人工飼料センター

県内をはじめ16県の稚蚕共同飼育所や研究機関等に、良質安価な飼料（本県が開発した稚蚕人工飼料「くわのはな」）の製造及び安定供給の基地となっており、今後もその機能を維持する。

(2)県産蚕種製造施設

本県が育成したオリジナル蚕品種等の供給を行い、養蚕農家の経営安定を図るため、蚕種製造施設の機能を維持する。

(3)野菜集出荷センター

県内野菜類の主力産地に集荷、選果、包装、出荷等（トラックターミナルとの結合を含む）の一貫作業処理が可能な野菜集出荷センターを配置するとともに、情報サービスのネットワークを整備し、生産出荷調製の機能をより高め産地水準の向上を図る。

(4)放牧場

公共牧場機能の維持・向上に取り組み、乳用牛、肉用牛の優良後継牛の育成放牧等を行い、酪農、肉用牛の生産基盤の強化を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

近年の新規就農者の就農形態は、Uターン就農や雇用就農、農外からの新規参入など、従来の農家子弟を中心とした就農形態から大きく変化している。

就農後の経営を早期に確立させるためには、就農前の農業技術や経営管理能力の習得・向上が大きな課題となっている。そこで、農林大学校が開校する「ぐんま農業実践学校」(就農準備校)等において、就農希望者に対する研修の充実を図る。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農林大学校

農業機械の適正導入・効率的利用に対応するため、農業機械利用技能者の養成を行っており、今後もその機能の充実を図る。

(2) 技術・知識の研修施設、情報通信施設

的確な経営感覚と高度な生産技術を習得した若者の育成や幅広い層を対象とした就農希望者の円滑な就農を支援する。

また、市町村等における地域の特性に応じた研修施設等の整備を支援する。

(3) 居住のための住宅施設

新たに農業を始めようとする者の居住のための住宅施設については、農業技術を習得するための研修施設と併せ計画的に整備する。

また、空き家等既存住宅の改修等も進め、就農希望者の受け入れ体制を整備する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 就農準備等に必要な資金手当

就農準備から就農初期段階まで、次の手段により資金の支援を行うことで、就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。

①就農前の研修期間の生活安定と就農直後の経営確立に資する資金を交付する「農業次世代人材投資事業」の推進。

②無利子の日本政策金融公庫「青年等就農資金」貸付に対する普及機関の支援及びその他農業制度資金への利子補給による資金融通の円滑化。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

農業公社が有する農地中間管理機構の機能を最大限に生かし、本県農業を支える多様な担い手（農家子弟、新規参入者、農外企業）を育成・確保するため、農地、農業施設・機械等の情報提供とあわせ、農地の円滑な取得を支援し、農地・人の両面から総合的な対策を積極的に実施する。

(3) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制

多様化する就農希望者の円滑な就農を支援するため、就農関連情報の収集及び提供については青年農業者等育成センター（（公財）群馬県農業公社内）が中心となり、農業事務所と相互に連携の上、各種情報の円滑な提供を図る。

(4) 農業教育の推進

近年、新規参入者の増加や、農家子弟でも農業経験が浅い者が多くなっており、就農の

ための基礎的な知識・技術の習得が重要な課題となっている。そのため、農業体験や農家等での技術習得研修を活用するなど、就農希望者に対する研修・指導体制を充実し円滑な就農を支援する。

また、農林大学校においては、次代の農林業を担う経営者等を養成するとともに、就農希望者への就農準備のための研修事業を充実し、意欲ある多様な担い手の確保・育成対策を推進する。

さらに、将来担い手となりうる小中学生を対象として、食農教育を支援し、農業に対する理解促進を図る。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

経済情勢の変化から、本県においても企業立地を始めとする第2次・第3次産業の進展とあいまって、農業従事者（農家世帯員）の他産業への就業が著しく増加している。

米麦作を中心とする土地利用型農業部門等においては、兼業農家（兼業従事者）が農業生産の相当部分を担っており、他産業への恒常的勤務、農閑期等における余剰労働力を活用したパート等の就業により農家所得の向上が図られている。

また、これに伴い意欲ある農業者等への農地の利用集積も進みつつある。

しかし、これまで我が国農業の中核を担ってきた高齢農業者の大量リタイアが進んでいくこと、農業従事者の高齢化が著しく新規就農者が極めて少ないとこと、中高年齢者の就業機会が少ないとこと、山間地域等においては安定した就業の場が乏しいこと等、農業従事者及び農家世帯員を中心とした就業構造に関する課題も多い。

こうした中、「単なる農産物の生産者ではなく農業経営者へ」という意識の下、農村には新たな活力が芽生えつつある。これを契機として、従前から進めてきた構造政策の推進を加速し、農業構造の変革を進めるとともに、幅広い人材の確保・育成を図り、自立の精神と優れた経営感覚を持った農業者が、地域農業の中心を担う農業構造を実現する必要がある。

したがって、これらの課題を踏まえ、各種農業施策の実施とあいまって、認定農業者等の担い手を中心とした生産性の高い農業生産体制の確立及びその担い手の確保育成等の農業構造の改善を図るため、農業従事者（農家世帯員）の意欲と労力に応じて、生きがいと潤いのある就業を促進することを基本として、地域の立地条件に応じた就業機会の確保等により、農業従事者の安定的な就業の促進に努める。

2 農村地域における就業機会確保のための構想

1 の基本的目標を踏まえ、次により農村地域における就業機会の確保を図る。

(1) 認定農業者等の担い手の確保・育成及び高齢者等の意欲と能力に応じた農業への就業を図りつつ、このような農業生産（農業就業）体制の形成と調和した新たな就業機会の創出及び不安定兼業従事者の就業の安定化等を推進する。

(2) 農林産物処理・加工施設により農林産物の高付加価値化を図り、直売施設、食材供給施設、総合交流促進施設等の活用や新規設置を支援することにより就業機会を創出する。

さらに、都市（非農家）との交流、観光と農業との結合等の推進の成果を活用し、農業振興対策と併せて安定的な就業機会の確保を図る。

(3) 農業従事者の就業意向等の把握及び農業従事者に対する就業相談活動等の実施に当たっては、第2次及び第3次産業の融合等による6次産業化の推進及び地域の振興方向等を勘案するとともに、工業導入・地場産業の活用・観光開発等による就業機会の確保対策の推進に当たっては、農林漁業及び他産業の均衡ある振興・調和、地域全体の就業構造の改善が図られるよう十分配慮する。

(4) 就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分留意するとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の他法令に基づく土地利用の計画等との調整を図る。

(5) 就業機会の確保対策等については、上記の考え方を基に地域の立地条件等に応じて推進することとなるが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく農村地域等、自然的資源には恵まれているが、反面、安定した就業の場が比較的乏しい山間地域等にあっては、同法の活用及び観光農林漁業の振興等により地域経済

の活性化に資するよう十分配慮する必要がある。

また、都市計画区域等の比較的多様な就業の場があり、かつ、商工業の立地条件等にも恵まれている都市近郊農業地帯にあっては、他産業の進展に伴う農業労働力の流出や無秩序な農地の開発等により農業の振興上支障が生じないよう十分留意する必要がある。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

本県の農村部は、都市化又は過疎化、少子化、高齢化等の進行する中で農業者が減少し、生活環境については、都市部に比べて福祉、交通基盤、上下水道等の利便性の面で整備が遅れている。

このような状況の中で、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化など規模拡大等を推進し、農業構造の改善等の促進を図り、生産性を向上させるためには、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備や保全を行うことが重要となる。

そのため、農村生活環境施設の整備や保全については、農村地域が有する自然環境、伝統、文化、景観等との調和を図りつつ、地域の振興方向及び公共施設の整備との関連等について十分配慮しながら、農村生活環境の保全整備等を進め、農業従事者の生活環境の向上、健康増進や自主的な共同活動の展開等による地域の活性化に資することとする。

このような基本的な考え方のもとに、農村生活環境施設の保全整備の方向を示すと次のとおりである。

(1) 農村生活環境施設の保全整備の目的

農村生活環境施設の整備は、地域の農業構造の改善を図ることを目的とするが、あわせて、地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう配慮する。

(2) 他の計画事項、農業施策との関連

農村生活環境施設の保全整備については、各種農業施策を実施するに当たり、農村における生活の利便性、安全性等の確保に十分配慮する。

また、農業生産活動を始めとする地域の諸活動の活発な展開により農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化を図り、地域全体としての農業生産力の増強等の農業構造の改善に資するよう配慮するとともに、就業機会の確保・不安定兼業従事者の就業の安定化等の就業構造の改善に資するよう十分配慮する。

(3) 公共施設の保全整備等との関連

農村生活環境施設の保全整備に当たっては、既存の公共施設・公益施設等やこれら施設の保全整備の計画等との調和・整合性に十分配慮するとともに、非農家（非農業従事者）も含めた地域住民の良好な生活環境の形成を図る。

(4) 施設の規模及び配置

施設の整備に当たっては、その種類・目的・利用範囲等に応じて適切な規模とともに、優良農地の確保及び周辺土地利用との調和・交通条件・排水条件等に十分留意しつつ施設を配置する。

(5) 地域の諸条件に応じた環境整備

農村生活環境施設の保全整備に当たっては、緑豊かな自然環境とそれを含む農村景観等の立地条件や地域における経済社会活動の状況等を十分勘案し、農業者等の創意と工夫により地域の諸条件に応じた特色のあるものとなるよう配慮する。

(6) 施設の維持管理等

農村生活環境施設の維持管理等については、農業者等地域住民自らの創意と工夫による自主的な実践活動に依存する部分が多いことから、集会施設で法の協定制度の対象となるものについては制度を活用するなど、農業者等地域住民による施設等の円滑、効率的及び適切な管理運営が図られるよう十分配慮する。

第10 農業振興地域及び農業振興地域整備計画の変更に関する事項

農業振興地域及び農振整備計画は、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的利用に寄与するため、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通しを考慮し、また、農業以外の土地利用との調整を図って定められるものである。

したがって、これらの変更については、特に慎重を要するが、地域指定あるいは計画策定の際に予想しえない著しい事情の変更が生じた場合には、これに即応して、農業振興地域の区域の範囲又は農振整備計画の内容について再検討し、所要の調整を行う。

また、鉄道、道路、河川等の施設に関する国等の計画、地域の振興又は住民福祉の増進のため必要な公用公共用施設に関する計画等が農用地利用計画を尊重した上で決定された場合には、遅滞なく農業振興地域の区域又は農用地利用計画につき所要の変更を行う。

<参考>

農業振興地域内の農用地等の面積の区分

区分 地目等	農用地					混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他	総面積					
	農地				計										
	田	畠	樹園地	計											
農業振興地域						(A)				(C)					
農用地区域(青地)															
農地(耕地)				(B)											
荒廃農地															
農用地区域外(白地)															
農地(耕地)															
荒廃農地															